令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について(令和4年1月11日付け3文科初第1805号)に関する留意事項(周知)

今般、特に高等学校段階の入学者選抜に関して、受検機会の更なる確保についての 留意事項を示しましたので、関係各位におかれましては、適切にご対応いただきま すようお願いいたします。

> 事 務 連 絡 令和4年2月8日

各都道府県教育委員会学校教育主管課 各指定都市教育委員会学校教育主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課 附属学校を置く各国公立大学法人の 附 属 学 校 事 務 担 当 課 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を 受けた各地方公共団体の学校事務担当課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当) 特別支援教育課 総合教育政策局生涯学習推進課

令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について(令和4年1月11日付け3文科初第1805号)に関する留意事項(周知)

令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保については、「令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について」(令和4年1月11日付け3文科初第1805号)において、受検生それぞれが置かれ得る状況に応じ、一人の受検生も受検機会を失うことのないよう、特段の御配慮をお願いしていたところです。

特に、高等学校段階の入学者選抜に関しては、他の学校で学ぶことができないような教育課程を実施する特色ある学科・コースについて、学ぶ意欲のある生徒の受検機会が確保されるよう、追検査や、調査書等の書類のみによる選考を実施する等、柔軟な対応を徹底いただくよう、改めて特段の御配慮をお願いいたします。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては域内の高等学校を設置する市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社に対して、厚生労働省にあっては所管の高等課程を置く専修学校に対して、御周知いただきますよう、よ

ろしくお願いいたします。

○令和4年度高等学校入学者選抜等における受検機会の更なる確保について(通知) (令和4年1月11日付け3文科初第1805号)

https://www.mext.go.jp/content/20220112-mxt kouhou01-000004520 1.pdf

## 【本件連絡先】

(本通知全般に関する問合せ)

初等中等教育局参事官(高等学校担当)付

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3482)

e-mail: koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL: 03-5253-4111 (内線: 3193) e-mail: tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育 振興室

TEL: 03-5253-4111 (内線: 2915)

e-mail: syosensy@mext.go.jp